

和歌山働き方改革推進協議会設置要綱

1 目的

少子高齢化による人口減少社会を迎えている今、我が国の経済社会を持続的に維持させるためには、誰もが意欲と能力に応じて安心・安全に働くことができる「全員参加型社会」の実現が必要とされている。

また、働き方改革の推進には、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれた魅力ある雇用・職場環境を整備するとともに、こうした環境の整備を通じた雇用の拡大と県内企業の生産性向上による地方創生について、各地域で地方公共団体や労使を交えて話し合う場を設置することが求められている。

こうした中、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)」が平成30年7月6日に公布され、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(以下「法」という。)第10条の3において、中小企業における取組が円滑に進むよう、国は関係者により構成される協議会の設置等に努めるものとされた。

このため、和歌山県域における長時間労働の削減を中心としたワーク・ライフ・バランスの推進、若者や障害者、高齢者などあらゆる人材の活躍推進、非正規雇用者の労働環境や正社員化を含む処遇の改善、女性の活躍推進等に向けた機運の醸成を図るため、労働施策の重要課題について地域の関係者(政労使団体代表等)と幅広く情報共有、意見交換を行う「和歌山働き方改革推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の構成員等

- (1) 協議会の構成員は構成団体及びオブザーバーとし、それぞれの参画者は別紙のとおりとする。

ア. 構成団体

- ・ 日本労働組合総連合会・和歌山県連合会
- ・ 和歌山県経営者協会
- ・ 和歌山県商工会議所連合会
- ・ 和歌山県商工会連合会
- ・ 和歌山県中小企業団体中央会
- ・ 一般社団法人和歌山県経済同友会
- ・ 和歌山県
- ・ 和歌山市
- ・ 近畿経済産業局
- ・ 和歌山労働局

イ. オブザーバー

専門的見地から意見を述べるとともに、各種事業について広報等の協力を行う。

ウ. その他

議題に応じ説明者として、構成員の同意を得て、上記以外の者を参画させることができる。

- (2) 協議会において、必要と認められた場合は、作業部会を設置することができる。
作業部会は、協議会構成員の実務担当者などによる「中小企業・小規模事業者支援部会」とし、中小企業における働き方改革の取組の推進に係る討議等を行う。

3 協議事項

- (1) 和歌山県域における働き方改革の推進に当たり、地域の実情及び課題を踏まえた上で策定が必要となる方針の決定、連携に係る調整その他意見交換・情報共有。
- (2) 法第10条の基本方針に定める施策の実施に関する中小企業・小規模事業者への支援策に係る方針決定、連携に係る調整その他意見交換・情報共有。
- (3) その他必要とされる事項。

4 事務局

本協議会の庶務は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課の協力を得て、和歌山労働局雇用環境・均等室において処理する。

5 附則

この要綱は平成30年12月17日から施行する。

和歌山働き方改革推進協議会参画者

平成30年12月17日現在

	参画者	備考
構成団体等	日本労働組合総連合会・和歌山県連合会 会長	
	日本労働組合総連合会・和歌山県連合会 副会長	
	日本労働組合総連合会・和歌山県連合会 執行委員	
	和歌山県経営者協会 会長	
	和歌山県商工会議所連合会 会長	
	和歌山県商工会連合会 会長	
	和歌山県中小企業団体中央会 会長	
	一般社団法人 和歌山経済同友会 代表幹事	
	和歌山県知事	
	和歌山市長	
	近畿経済産業局長	
	和歌山労働局長	
オブザーバー	株式会社紀陽銀行 代表取締役 頭取	
	きのくに信用金庫 理事長	
	新宮信用金庫 理事長	
	日本政策金融公庫和歌山支店 支店長	
	和歌山県信用保証協会 理事長	
	和歌山県働き方改革推進支援センター センター長	
	和歌山県よろず支援拠点 チーフコーディネーター	
	和歌山産業保健総合支援センター 所長	
	和歌山県社会保険労務士会 会長	